

質問第一二号

沖縄県名護市における米軍UH1ヘリコプターの不時着に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年三月十日

高良沙哉

参議院議長 関口昌一 殿

沖縄県名護市における米軍UH1ヘリコプターの不時着に関する質問主意書

二〇二六年三月六日午後八時二十分頃、沖縄県名護市許田の野球場に米軍のUH1ヘリコプター（以下「UH1ヘリ」という。）が不時着した。野球場は住宅地から約三十メートル離れた場所にあり、不時着した際、少年野球チームが練習中だった。少年たちは、上空を飛ぶUH1ヘリの異変に気づき、ベンチまで走って逃げたという。今回の不時着では幸いにも負傷者が出なかったものの、少年たちや地域住民を危険にさらし、不安を与えたことに変わりはなく、二度と起こってはならないことである。また、現場は騒然となり、規制線が張られ、駆けつけた沖縄県議会議員や報道機関の記者も近寄ることができなかつたとされている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 UH1ヘリは、不時着から約二時間半後には普天間基地へと飛び立ったとされる。しかし、住宅地から近く、少年たちもいた野球場への不時着は、危険かつ異常な事態であった。今回の不時着の経緯について、米軍に情報を求めた上で詳細を示されたい。

二 今回の不時着の原因について、米軍に情報を求めた上で詳細を示されたい。

三 今回の不時着について、政府が米側に対して行った抗議や申入れの内容を詳細に示されたい。また、米側の回答も詳細に示されたい。

四 UH1ヘリが米軍基地外である民間地に不時着・墜落した場合においても、日本側が十分な初動捜査、調査を行えない状況にある。再発防止を求めるとともに、日本側の初動捜査、調査は重要である。日本側の初動捜査、調査を妨げている要因は何か、政府の見解を示されたい。また、初動捜査、調査の在り方を改善するため、政府としてどのような対策を行うか、政府の姿勢を示されたい。

右質問する。